

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法による医療費援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市教育委員会は、学校保健安全法による医療費援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

広島市教育委員会

## 公表日

令和6年12月10日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療費援助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法の規定に基づき、要保護・準要保護の者に対し、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病（政令で定めるもの）の疾病的治療のための医療に要する費用の援助を行っている。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。 ・学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務 ・学校保健安全法第24条の医療に要する費用の支給に関する事務
③システムの名称	教育事務処理システム、共通基盤（府内連携システム及び宛名システムに相当）、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
学校病医療費援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。） 第9条第1項 別表第一 27の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項、87の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二 38の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	広島市教育委員会事務局総務部学事課
②所属長の役職名	学事課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1番 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市教育委員会事務局総務部学事課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 TEL:082-504-2469
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和6年10月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和6年10月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[       十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[                      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成28年11月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成29年11月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	広島市教育委員会事務局学校教育部学事課	広島市教育委員会事務局総務部学事課	事後	
平成29年11月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	広島市教育委員会事務局学校教育部学事課	広島市教育委員会事務局総務部学事課	事後	
平成29年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年10月1日時点	平成29年10月1日時点	事後	
平成29年11月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年10月1日時点	平成29年10月1日時点	事後	
平成30年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年10月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年11月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年10月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更のため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年12月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年2月1日時点	令和1年10月1日時点		
令和1年12月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年2月1日時点	令和1年10月1日時点		
令和2年11月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年12月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第7号 别表第二 38の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条	(情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項、87の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 别表第二 38の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条	事後	
令和3年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年12月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年12月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年12月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和6年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日時点	令和6年10月7日時点	事後	